

# 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料

令和4年10月1日

## ◆法第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅等計画の認定の申請に対する審査の手数料

新 築	建物の区分	建築物の床面積 (㎡)	確認書等の添付なし	確認書等の添付あり		
	一戸建て住宅(円)	$75 \leq A \leq 100$	47,000	15,000		
		$100 < A \leq 200$	71,000	22,000		
$200 < A$		95,000	30,000			
新 築	建物の区分	右記の床面積合計 (㎡)	(a) 建築物の床面積		(b) 認定を受ける住戸の床面積	
			確認書等の添付なし	確認書等の添付あり	確認書等の添付なし	確認書等の添付あり
	共同住宅 長屋住宅 (円)	$40 \leq A \leq 500$	66,000	14,000	42,000	12,000
		$500 < A \leq 1,000$	105,000	22,000	69,000	21,000
		$1,000 < A \leq 3,000$	220,000	42,000	123,000	30,000
		$3,000 < A \leq 5,000$	382,000	59,000	229,000	57,000
		$5,000 < A \leq 10,000$	661,000	74,000	379,000	98,000
		$10,000 < A \leq 20,000$	1,217,000	131,000	705,000	162,000
		$20,000 < A \leq 30,000$	1,760,000	174,000	981,000	199,000
$30,000 < A$		2,165,000	213,000	1,189,000	212,000	

新 築 以 外	建物の区分	建築物の床面積 (㎡)	確認書等の添付なし	確認書等の添付あり		
	一戸建て住宅(円)	$A \leq 100$	71,000	22,000		
		$100 < A \leq 200$	106,000	33,000		
$200 < A$		141,000	44,000			
新 築 以 外	建物の区分	右記の床面積合計 (㎡)	(a) 建築物の床面積		(b) 認定を受ける住戸の床面積	
			確認書等の添付なし	確認書等の添付あり	確認書等の添付なし	確認書等の添付あり
	共同住宅 長屋住宅 (円)	$A \leq 500$	99,000	21,000	63,000	18,000
		$500 < A \leq 1,000$	157,000	32,000	103,000	32,000
		$1,000 < A \leq 3,000$	329,000	63,000	184,000	46,000
		$3,000 < A \leq 5,000$	572,000	88,000	342,000	85,000
		$5,000 < A \leq 10,000$	992,000	111,000	568,000	147,000
		$10,000 < A \leq 20,000$	1,824,000	196,000	1,056,000	242,000
		$20,000 < A \leq 30,000$	2,638,000	259,000	1,470,000	297,000
$30,000 < A$		3,246,000	318,000	1,782,000	317,000	

※ 共同・長屋住宅の場合は、建築物の床面積区分の額(a)に認定を受けようとする住戸の床面積区分の額(b)を合算した額となります。

※ 確認書等とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しとします。

※ 新築以外とは、増築若しくは改築又は既存住宅の維持保全(建築行為を伴わないもの)をいいます。

## ◆法第6条第2項の規定に基づく申し出がある場合の手数料

・建築確認申請手数料に見合う手数料として、手数料条例別表第5に定める手数料額を別途必要とします。

## ◆法第8条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料

・変更に係る部分の床面積の2分の1とし、上記の表による面積区分による手数料となります。  
(建築基準法による変更の面積算定に準じます。)

・ただし、法第5条第8項第4号イ、ロ、第5項イ、ロ、第6項イ、ロの事項のみの変更は、  
新築の場合 1件につき 15,000円 新築以外の場合 1件につき 26,000円

## ◆法第9条第1項又は第3項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料

・1件につき 15,000円

## ◆法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料

・1件につき 15,000円

## ◆法第18条第1項の規定に基づく容積率に関する特例許可の申請に対する審査の手数料

・1件につき 160,000円